

# 阿賀野警察署だより



## 冬の交通事故防止運動 実施

～実施期間～ 12月11日(火)から12月20日(木)までの10日間  
～スローガン～ 冬の道 ゆとりとマナーで 減らす事故

### ❄️ 飲酒運転の根絶

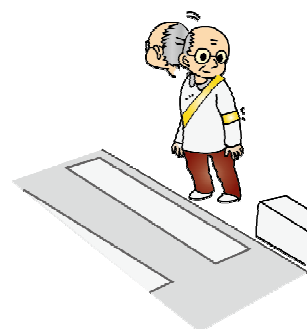
飲酒運転は重大な犯罪です。お酒を飲んだら運転しない、飲んだ人には運転をさせないよう、お互いに注意しあって飲酒運転を根絶しましょう。



### ❄️ 横断歩行者の保護

ドライバーは早めのライト点灯と、上向きライトを効果的に活用し、歩行者の早期発見に努め思いやりを持った運転を心がけましょう。

歩行者は夜間など暗い時間帯に出かける際は、明るい目立つ色の服装を心がけ、夜光反射材を身に付けましょう。



### ❄️ 冬道の安全走行

スタッドレスタイヤやタイヤチェーンを装着し、安全な速度で慎重な運転を心がけましょう。

スリップの原因となる急発進、急ブレーキ、急ハンドルはやめましょう。



# 特殊詐欺多発警報！

## こんなハガキが届いたら無視しましょう！

### 【実際に届いた架空請求ハガキ】

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(ク)332 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月30日

法務省管轄支局 **民事訴訟管理センター**  
東京都千代田区霞が関  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5924-  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

県内で「連絡がない場合は、財産を差し押さえる」などと書かれたハガキが届いたとの相談が多く寄せられています。

このようなハガキは詐欺です!!

犯人は、不安になって電話した被害者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、金銭を要求します。

記載されている電話番号には絶対に電話しないで、警察に相談してください。

他にも…

**国民訴訟通達センター**

**消費者トラブル総合センター**

などの差し出し名があります!

**絶対に連絡しない!**



不審なハガキは、最寄りの警察署やけいさつ相談ダイヤル「#9110」へすぐに相談!!



## 鍵をかけ、侵入盗対策を!

### 玄関、勝手口、窓、ベランダ…

### 犯人はどこからでも侵入します!



被害の多くは無施錠箇所から!

在宅、不在を問わず、**ドア・窓・風呂場・トイレ**等  
鍵かけを実施し、防犯対策を実施しましょう!!

